

2024年度前期・社福国試対策

地域福祉と包括的支援体制

14 社会福祉法

1951（昭和26）年公布

『穴埋めチェック2024』
P.65～P.70参照

社会福祉法は、社会福祉を目的とする事業の全分野に共通する基本事項を定めた法律です。どのような内容が含まれるか、その概要を確認しましょう。

目的	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図ることなどにより、社会福祉の増進に資することを目的としている 		
福祉サービスの基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスは、利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない 		
福祉サービスの提供の原則	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業を経営する者は、利用者の意向を十分に尊重し、地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービス等と有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、総合的にサービスを提供することができるように努めなければならない 		
福祉サービスの提供体制の確保に関する国及び地方公共団体の責務	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない 		
地方社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市もしくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申する機関である 		
	<table border="1"> <tr> <td>委員</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから、都道府県知事、指定都市・中核市の長が任命 </td></tr> </table>	委員	<ul style="list-style-type: none"> 議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから、都道府県知事、指定都市・中核市の長が任命
委員	<ul style="list-style-type: none"> 議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから、都道府県知事、指定都市・中核市の長が任命 		
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる 		
	<table border="1"> <tr> <td>所員の定数</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 所員の定数は、次の数を標準として条例で定める 都道府県事務所→被保護世帯390以下6（65を増すごとに1） 市の福祉事務所→被保護世帯240以下3（80を増すごとに1） </td></tr> </table>	所員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 所員の定数は、次の数を標準として条例で定める 都道府県事務所→被保護世帯390以下6（65を増すごとに1） 市の福祉事務所→被保護世帯240以下3（80を増すごとに1）
所員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 所員の定数は、次の数を標準として条例で定める 都道府県事務所→被保護世帯390以下6（65を増すごとに1） 市の福祉事務所→被保護世帯240以下3（80を増すごとに1） 		
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人 		
事業経営の準則	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと 社会福祉事業を経営する者は、不當に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと 		
施設の基準	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない 		

2021(令和3)年4月改正		
	地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない ● 地域住民、社会福祉事業経営者、社会福祉に関する活動を行う者（地域住民等）は、相互に協力し、地域住民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない ● 地域住民等は、地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意する
	地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努める ● 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努める
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、都道府県、市町村に設置される
	共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金は、地域福祉の推進を図るため、都道府県単位で実施される寄附金の募集のことをいう
福祉サービスの適切な利用	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適かつ円滑にこれを利用することができるよう、情報の提供を行うよう努めなければならない ● 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない
	利用契約の成立時の書面の交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、利用者に対し、遅滞なく、事業者名及び所在地、サービス内容、利用料などを記載した書面を交付しなければならない
	福祉サービスの質の向上のための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない
	誇大広告の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業の経営者は、広告をするときは、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示をしてはならない
	福祉サービスの利用の援助等	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない ● 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために、都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を置く
	運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成され、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する
	社会福祉事業等に従事する者の確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣は、社会福祉事業等従事者の確保を図るための措置等に関する基本指針を定めなければならない
	福祉人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県福祉人材センターは、社会福祉事業等従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人で、都道府県に1か所設置される ● 中央福祉人材センターは、都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等を目的として設立された社会福祉法人で、全国を通じて1か所設置される
	福利厚生センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 福利厚生センターは、社会福祉事業等に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業等従事者の福利厚生の増進を図ることを目的とする法人（全国に1か所）

▶社会福祉事業

社会福祉法において、社会福祉事業として第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業を定義しています。



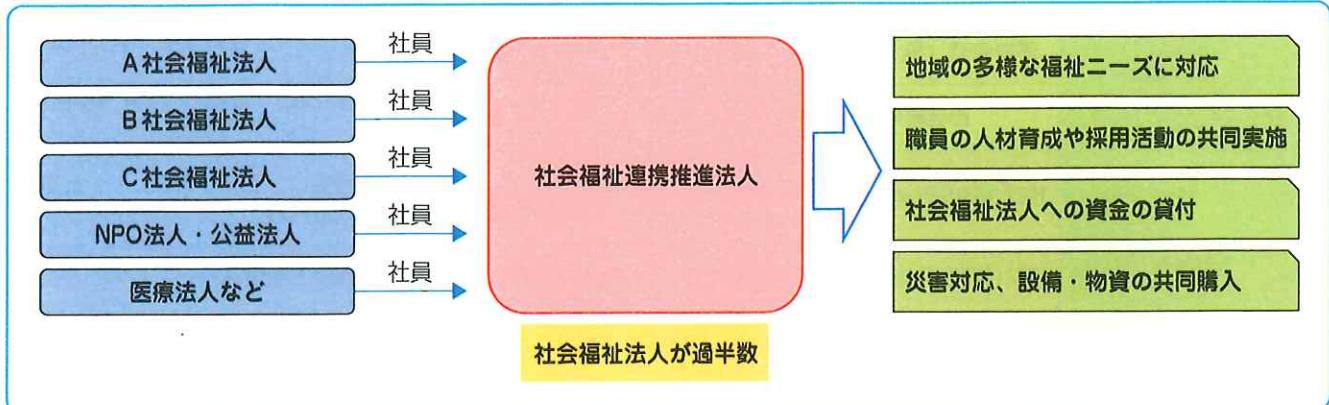
法区分	第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業 ●原則として、国、地方公共団体、社会福祉法人が実施できる ●上記以外の者が実施する場合は、都道府県知事の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業 ●都道府県知事へ届出が必要
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ●共同募金など 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用援助事業 ●無料低額宿泊事業、無料低額診療事業、隣保事業など
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ●救護施設 ●更生施設 ●宿所提供之施設 ●助葬を行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療保護施設
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●軽費老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ●老人居宅介護等事業 ●老人デイサービス事業 ●老人短期入所事業 ●老人福祉センターを経営する事業 ●老人介護支援センターを経営する事業 ●小規模多機能型居宅介護事業 ●認知症対応型老人共同生活援助事業 ●複合型サービス福祉事業
身体障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業 ●介助犬・聴導犬訓練事業 ●盲導犬訓練施設 ●視聴覚障害者情報提供施設 ●身体障害者福祉センターを経営する事業
知的障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者の更生相談に応ずる事業
障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業 ●一般相談支援事業 ●移動支援事業 ●特定相談支援事業 ●地域活動支援センターを経営する事業
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●児童自立支援施設 ●児童養護施設 ●児童心理治療施設 ●障害児入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童自立生活援助事業 ●放課後児童健全育成事業 ●児童家庭支援センター ●助産施設を経営する事業 ●保育所を経営する事業 ●予育て短期支援事業 ●障害児相談支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●障害児通所支援事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業 ●母子・父子福祉施設を経営する事業
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人保護施設（※） 	
就学前保育等推進法		<ul style="list-style-type: none"> ●幼保連携型認定こども園を経営する事業
生活困窮者自立支援法		<ul style="list-style-type: none"> ●認定生活困窮者就労訓練事業

（※）2024年度からは女性支援法に基づく女性自立支援施設



►社会福祉連携推進法人

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するため、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されます。（2022（令和4）年4月施行）



社会福祉連携推進法人	<ul style="list-style-type: none"> 次の社会福祉連携推進業務を行おうとする一般社団法人は、一定の基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる 	
社会福祉連携推進業務	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
	2	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
	3	<ul style="list-style-type: none"> 社員が経営する社会福祉事業の経営に関する支援
	4	<ul style="list-style-type: none"> 社員である社会福祉法人への資金の貸付け
	5	<ul style="list-style-type: none"> 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
	6	<ul style="list-style-type: none"> 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給
認定の基準	<ul style="list-style-type: none"> その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であることなど 	
組織	役員	<ul style="list-style-type: none"> 理事 6人以上、監事 2人以上
	評議会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって組織
業務運営	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない 社会福祉連携法人は、社会福祉事業を行うことができない 	

15 社会福祉協議会

▶ 社会福祉協議会の概要

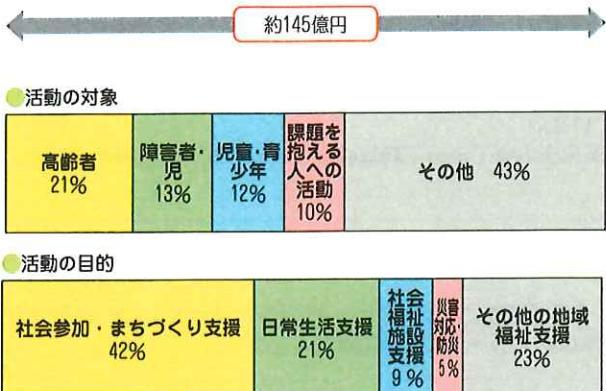
概要	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 全国、都道府県、市町村のすべてに設置され、コミュニティワーカーが配置されている 						
	全国		1か所	企画指導員			
	都道府県（指定都市）		67か所	福祉活動 指導員 (任用条件) 社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格 (数値は2020（令和2）年4月現在)			
	市区町村		1825か所	福祉活動 専門員			
歴史	1951(昭和26)年	<ul style="list-style-type: none"> 日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同胞援護会の3団体が合併して、全国社会福祉協議会の前身である中央社会福祉協議会が設立された 					
	1951(昭和26)年	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業法成立。全国・都道府県社会福祉協議会が規定された 					
	1966(昭和41)年	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社会福祉協議会の職員に対する国庫補助が始まり、福祉活動専門員が配置されるようになった 					
	1983(昭和58)年	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業法の改正により、市町村社会福祉協議会が法制化された 					
	1999(平成11)年	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助で配置されていた福祉活動専門員の経費が一般財源化された 					
	2000(平成12)年	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に改正。「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化された 					
組織	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法では、社会福祉協議会連合会（全国社会福祉協議会）、都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会（指定都市の行政区）の規定がある 市町村の学校区・町内会単位等の社会福祉協議会もある（小地域社会福祉協議会） 						
構成	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する 関係行政の職員は、市区町村社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない 						
地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民、さまざまな福祉団体や機関がともに協力し、地域福祉の推進をしていくことを目的とした活動計画 						
主な事業内容	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県（指定都市）社会福祉協議会が実施主体。窓口業務は市町村社会福祉協議会が行っている 					
	運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するために、都道府県社会福祉協議会に設置 					
	生活福祉資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県社会福祉協議会が実施主体。窓口業務は市区町村社会福祉協議会が行っている 					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社会福祉協議会は、「社会福祉事業」よりも広い範囲の事業である社会福祉を目的とする事業に関する企画及び実施を行う 					

16 共同募金

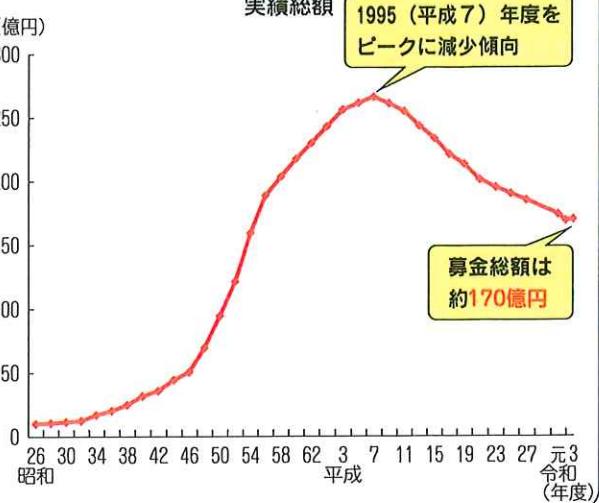
2021（令和3）年度の募金総額は、約170億円。助成総額は、約145億円でした。



2021（令和3）年度 助成総額の内訳



実績総額

1995（平成7）年度を
ピークに減少傾向募金総額は
約170億円

目的	<ul style="list-style-type: none"> 「共同募金」は、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内（10月～3月）に限って行われる寄附金の募集である 地域福祉の推進を図るために、その寄附金を都道府県内の社会福祉事業、更生保護事業などの社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く）に配分する 					
募金方法	<ul style="list-style-type: none"> 戸別・職域・法人・街頭・学校・NHK歳末募金などがある（戸別募金が募金総額の約7割を占める） <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">戸別募金 (70%)</td> <td style="text-align: center;">法人募金 11%</td> <td style="text-align: center;">職域募金 4%</td> <td style="text-align: center;">NHK歳末募金 4%</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> </table>	戸別募金 (70%)	法人募金 11%	職域募金 4%	NHK歳末募金 4%	その他
戸別募金 (70%)	法人募金 11%	職域募金 4%	NHK歳末募金 4%	その他		
共同募金会	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金を行う事業は、第一種社会福祉事業である 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行ってはならない 					
配分委員会	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く 					
共同募金の配分	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない 					
準備金	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金会は、災害の発生等に備えるため、準備金を積み立てることができる 共同募金会は、災害の発生等があった場合は、準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる 					
計画の公告	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額などを定め公告しなければならない 					
結果の公告	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、1月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額などを公告しなければならない 					

▶ 民生委員・児童委員

民生委員法 民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする 	
	定 数	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣が定める基準を参考して、市町村ごとに都道府県の条例で定める
	委 嘴	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する
	推 薦	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いてこれを行う
	給 与	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員には、給与を支給しないものとする
	任 期	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする
	担当区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする
	職 務	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと ● 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと など
	守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、非常勤特別職の地方公務員とみなされ、守秘義務が課せられる
	指揮監督	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける
民生委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない ● 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる 	
児童福祉法 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする 	
	職 務	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと ● 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと など
主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 主任児童委員は、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う 	

44 福祉財政

『穴埋めチェック2024』
P.147～P.152参照

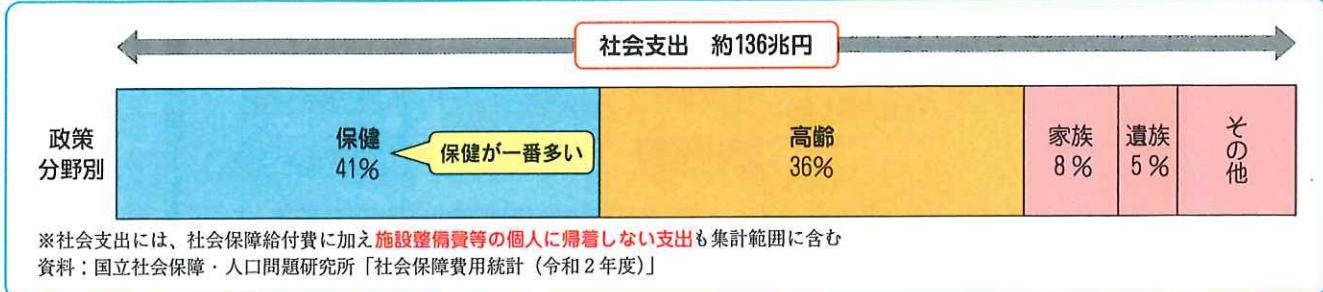


▶ 社会保障給付費

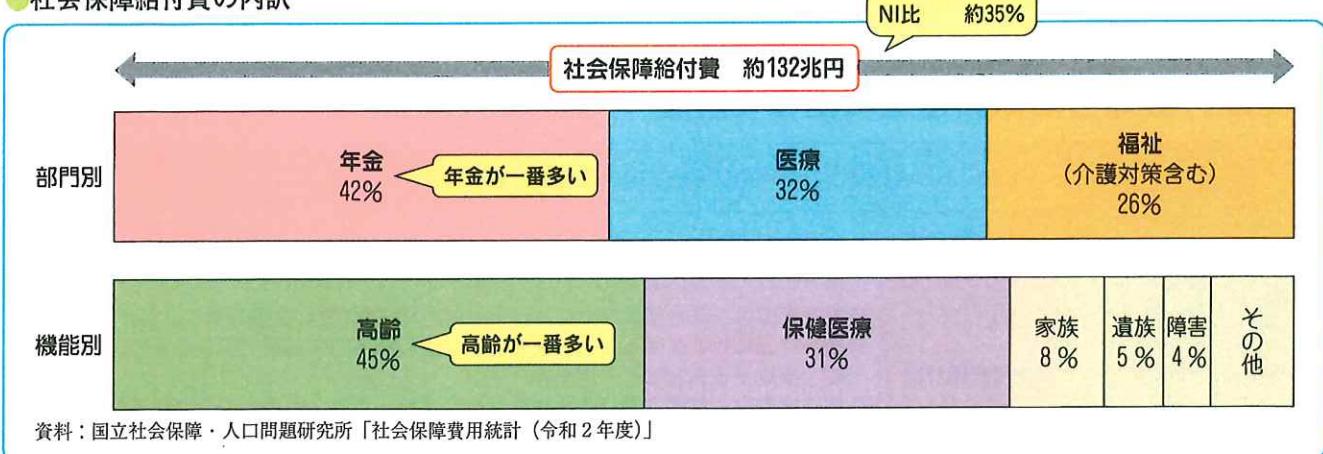


2020（令和2）年度の日本の社会支出は約136兆円、社会保障給付費は約132兆円でした。その分野別の内訳、財源などの構造と特徴を体系的に整理しましょう。

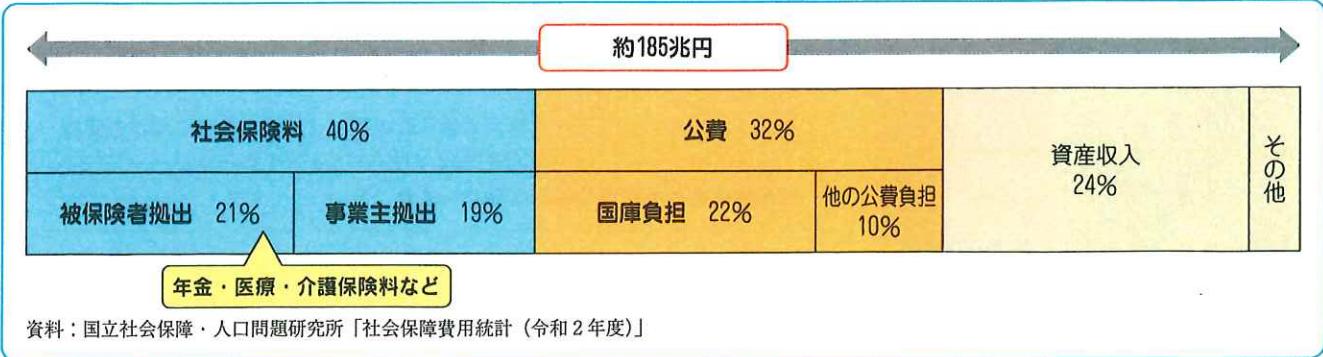
●社会支出の内訳



●社会保障給付費の内訳



●社会保障財源の内訳



▶社会保障財源の全体像



社会保障財源は、社会保険料と公費に大きく分かれます。制度別の費用負担の割合の概要をつかみましょう。

社会保険料		公費	
被保険者拠出	事業主拠出	国庫負担	地方負担



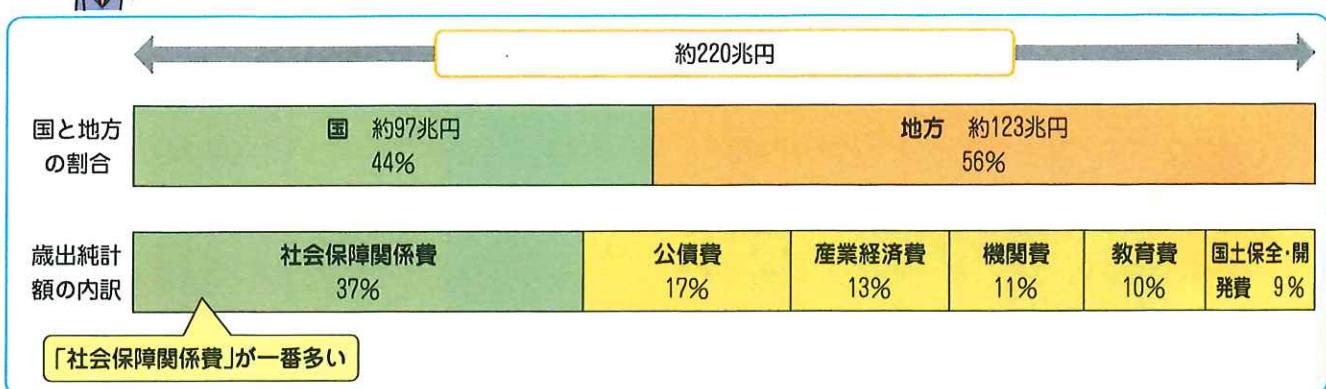
年金	厚生年金	保険料(労使折半) 10/10		
	共済年金	保険料(労使折半) 10/10		
	基礎年金 (老齢・障害・遺族)	保険料 1/2	国 1/2	
医療保険	健康保険(協会けんぽ)	保険料(労使折半) 83.6%		
	健康保険(組合健保)	保険料(労使折半) 10/10		
	国民健康保険	保険料 1/2	国 41/100	都道府県 9/100
	後期高齢者医療	保険料 1/2	国 1/3	都道府県 1/12 市町村 1/12
	雇用保険(失業給付)	保険料(労使折半) 3/4		
労働保険	雇用保険(雇用二事業)	保険料(全額事業主負担) 10/10		
	労災保険	保険料(全額事業主負担) 10/10		
	居宅サービス	保険料 1/2	国 1/4	都道府県 1/8 市町村 1/8
介護保険	施設等サービス	保険料 1/2	国 1/5	都道府県 7/40(17.5%) 市町村 1/8
	教育・保育給付	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4
社会福祉	障害福祉サービス費	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4
	生活保護	国 3/4		都道府県・市 1/4
社会手当	児童手当(被用者) 0歳~3歳未満	国 16/45	地方 8/45	事業主 7/15
	児童手当(被用者) 3歳~15歳年度末	国 2/3		地方 1/3
	特別児童扶養手当	国 10/10		
	児童扶養手当	国 1/3	地方 2/3	
	障害児福祉手当 特別障害者手当	国 3/4		地方 1/4

▶国と地方の財政

● 国の財政と地方の財政の歳出純計額

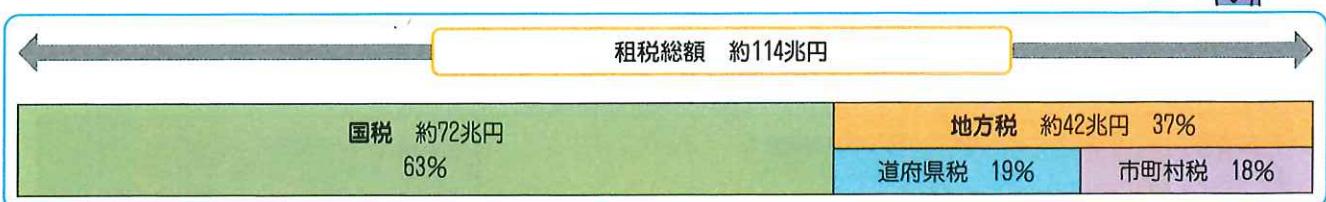


国・地方を通じた財政支出について、2021（令和3）年度の国と地方の財政支出の合計から重複分（「国から地方に対する支出」「地方から国に対する支出」）を除いた歳出純計額は、約220兆円となっています。



● 国税と地方税の状況

2021（令和3）年度の国税と地方税を合わせて徴収された額は約114兆円で、国税が約72兆円、地方税が約42兆円でした。



● 国民経済と地方財政



2021（令和3）年度の国内総生産（GDP）は約551兆円で、そのうち公的部門が占める割合は、27%となっています。公的部門のうち、地方政府の構成比は、中央政府の約2.4倍となっています。



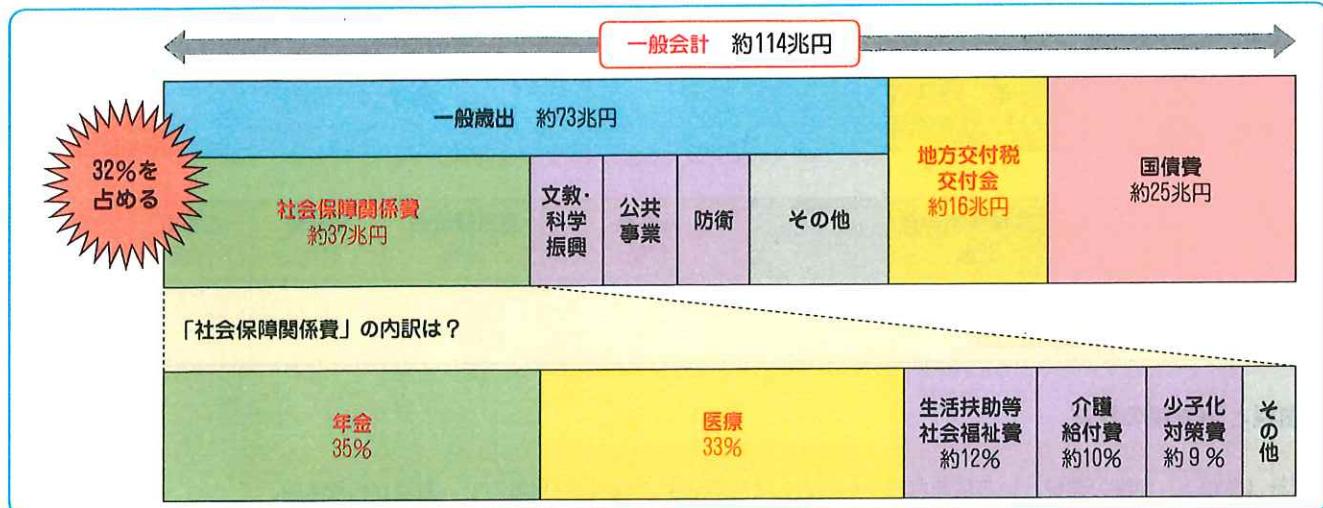
資料：総務省『令和5年版 地方財政白書』

▶ 国家予算

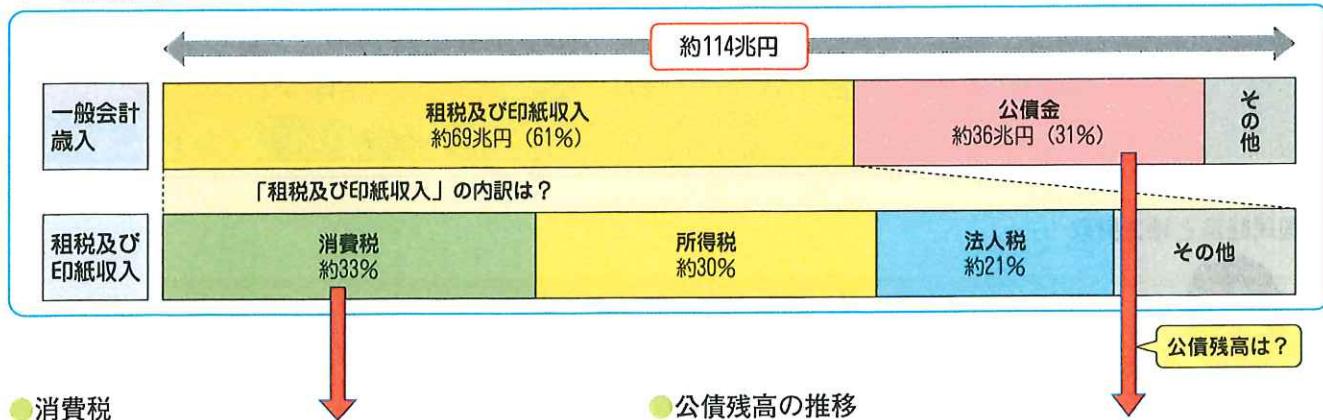


2023（令和5）年度の国家予算「約114兆円」の歳出・歳入の概要をつかみましょう。

●一般会計歳出



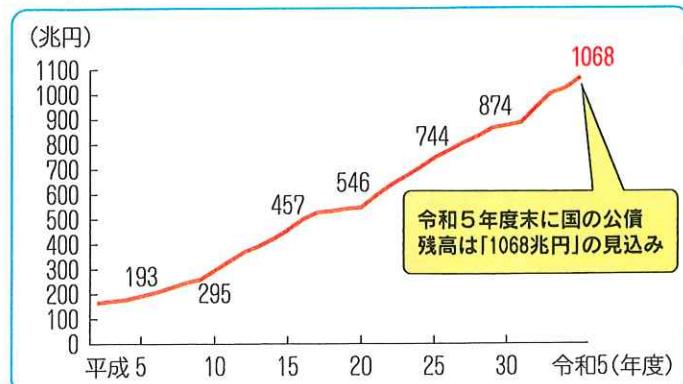
●一般会計歳入



●消費税

税率	<ul style="list-style-type: none"> 10% (飲食料品等は8%) 国税の消費税7.8%と地方消費税2.2%
納稅義務	<ul style="list-style-type: none"> 国内取引の納稅義務者は個人事業者と法人 (課税売上高が1000万円以下の事業者は免税)
非課稅取引	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険医療の給付等 介護保険サービスの提供 社会福祉事業等によるサービスの提供など

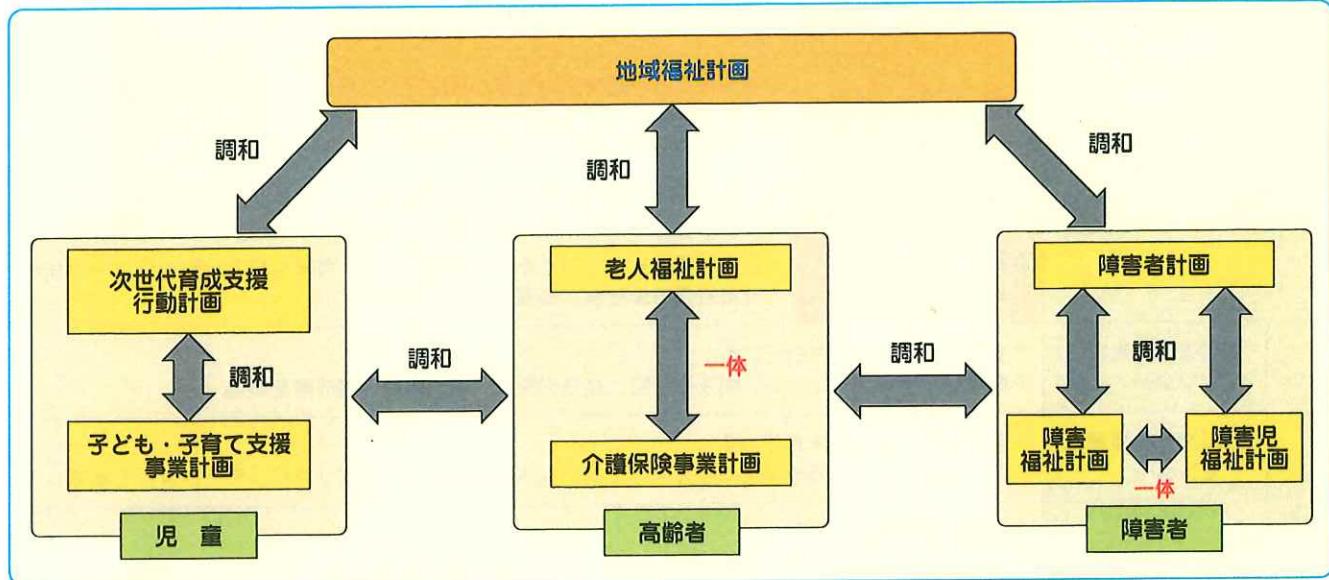
●公債残高の推移



43 行政計画

「穴埋めチェック2024」
P.139～P.146参照

▶ 福祉計画の全体像



計画	概要	都道府県	市町村	事業主	根拠法
地域福祉（支援）計画	●地域福祉の推進に関する計画	△	△		社会福祉法
老人福祉計画	●老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画	○	○		老人福祉法
介護保険事業(支援)計画	●介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画（3年を1期）	○	○		介護保険法
障害者計画	●障害者のための施策に関する基本的な計画	○	○		障害者基本法
障害福祉計画	●障害福祉サービスの提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画（3年を1期）	○	○		障害者総合支援法
障害児福祉計画	●障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画	○	○		児童福祉法
次世代育成支援行動計画	●次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県・市町村行動計画は、5年を1期）	△	△	□	次世代育成支援対策推進法
子ども・子育て支援事業計画	●子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施に関する計画（5年を1期）	○	○		子ども・子育て支援法

○ 「～定めるものとする」「策定しなければならない」など義務規定 △ 「努めるものとする」など努力規定

□ 労働者数が100人を超える事業主は策定し、届け出なければならない

▶ 地域福祉計画

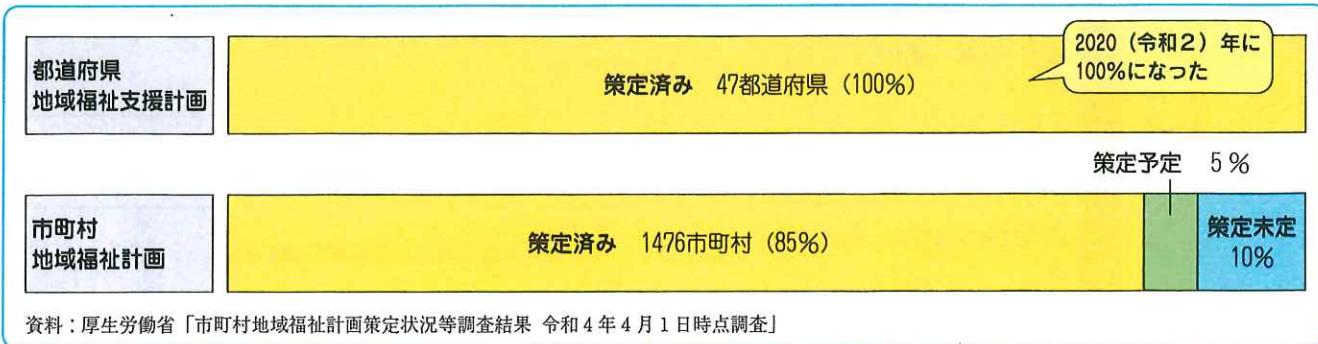
● 地域福祉計画の概要

地域福祉計画は、2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、都道府県地域福祉支援計画及び市町村地域福祉計画からなります。



	都道府県地域福祉支援計画	市町村地域福祉計画
策定する事項	●都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じて、地域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるものとする	●市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める市町村地域福祉計画を策定するよう努めるものとする
	1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
	2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項	2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
	3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
	4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
	5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項	5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
住民等の意見の反映	●都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする	●市町村は、市町村地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする
調査、分析、評価、計画の変更	●都道府県は、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする	●市町村は、定期的に、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする

● 地域福祉計画の策定状況



▶老人福祉計画と介護保険事業計画

	老人福祉計画 老人福祉法に基づく計画	介護保険事業（支援）計画 介護保険法に基づく計画
国	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は市町村老人福祉計画に参酌すべき標準を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、基本指針を定める 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県は、各市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県老人福祉計画を定める 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉圏域ごとの養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標 都道府県は、特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護保険事業計画の必要入所（利用）定員を勘案しなければならない 両者は一体のものとして作成されなければならない 都道府県地域福祉支援計画と調和が保たれたものでなければならない 遅滞なく、厚生労働大臣に提出しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画を定める 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉圏域ごとの介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数 介護給付等対象サービスの量の見込み <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">必要入所定員総数を超過することを根拠として、指定・許可・認可をしないことができる</p>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、市町村老人福祉計画を定める 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 市町村において確保すべき老人福祉事業の量の目標 市町村は、目標を定めるに当たっては、介護保険事業計画の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案しなければならない 両者は一体のものとして作成されなければならない 市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならない あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ 遅滞なく、都道府県知事に提出しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定める 定める事項 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 地域支援事業の量の見込み <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">必要利用定員総数を超過することを根拠として、指定をしないことができる</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、施策の実施状況等に関する調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行う あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

▶ 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステム	● 地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、 おおむね30分以内 に必要なサービスが提供される中学校区などの 日常生活圏域内 において、 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス が切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される体制のことをいう	
	日常生活圏域	● 市町村介護保険事業計画 において、日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、 地域の特性などを踏まえて設定 する
● 市町村 は、 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 の効果的な実施のために、 地域ケア会議 を置くように努めなければならない		
構成員	● 介護支援専門員 ● 保健医療及び福祉 に関する専門的知識を有する者 ● 民生委員 その他の関係者、関係機関及び関係団体	
検討事項	● 地域ケア会議は、 要介護被保険者等への適切な支援を図るために必要な検討 を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な 支援体制に関する検討 を行う	
地域ケア会議の5つの機能	個別課題の解決	● 自立支援に資するケアマネジメントの支援 ● 支援困難事例等 に関する相談・助言
	ネットワークの構築	● 地域包括支援ネットワーク の構築 ● 自立支援に資する ケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
	地域課題の発見	● サービス資源に関する課題、ケア提供者の質に関する課題、利用者、住民等の課題など 潜在的ニーズの顕在化
	地域づくり・資源開発機能	● 有効な課題解決方法の確立と普遍化、 関係機関の役割分担 ● 社会資源の調整、新たな資源開発の検討 、地域づくり
	政策の形成	● 需要に見合った サービス基盤の整備、事業化、政策化 ● 介護保険事業計画等への位置づけ、国・都道府県への提案

▶ 福祉避難所

福祉避難所	● 災害発生時に、 要配慮者を受け入れる避難所 で、国のガイドラインによって各市町村で確保するよう求められている	
	指定避難所の基準	● 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備された施設で、 災害対策基本法施行令 の基準を満たすもの
	要配慮者	● 災害時において、 高齢者、障害者、乳幼児 その他の特に配慮を要する者
	利用対象	● 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者及び その家族

▶企業の社会貢献活動

社会的企業	●社会的課題の解決を目的として収益事業に取り組む企業
メセナ	●企業の文化や芸術に対する援助のこと
フィナンソロピー	●医療・福祉・教育などに対する寄附や奉仕など（慈善活動）
マッチング・ギフト	●従業員の意志である「寄附」に対して、会社が「同額」を上乗せするシステム

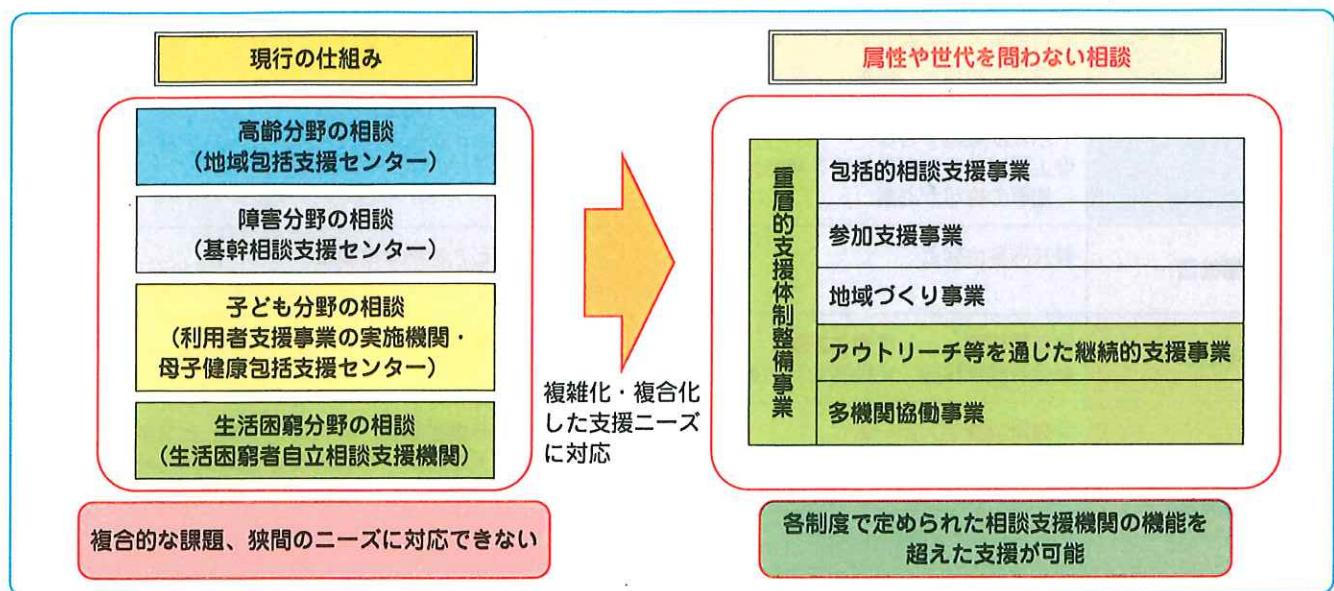
▶ボランティア

ボランティア	●自発性に基づき他人や社会に貢献すること。無報酬での活動を指すことが多いが、有償の場合もある																				
ボランティアコーディネーター	●ボランティアをしたい人と受けたい人をつなぐ人。市町村社会福祉協議会のボランティアセンターなどに配置されている																				
ボランティア保険	●全国社会福祉協議会が契約者、ボランティアが被保険者。申込みは市町村社会福祉協議会で行う。傷害や賠償事故などを対象にしている																				
ボランティアの種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>活動する人</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政委嘱型</td> <td>民生委員・保護司など</td> <td>法、条例に依拠</td> </tr> <tr> <td>専門技術提供型</td> <td>手話通訳者、弁護士など</td> <td>技能や知識の専門性</td> </tr> <tr> <td>日常活動型</td> <td>家庭の主婦など</td> <td>日常的な生活支援</td> </tr> <tr> <td>アクション型</td> <td>障害者の家族・支援者など</td> <td>当事者との協働性</td> </tr> <tr> <td>地域ぐるみ活動型</td> <td>町内会、自治会など</td> <td>半義務性</td> </tr> </tbody> </table>			分類	活動する人	特徴	行政委嘱型	民生委員・保護司など	法、条例に依拠	専門技術提供型	手話通訳者、弁護士など	技能や知識の専門性	日常活動型	家庭の主婦など	日常的な生活支援	アクション型	障害者の家族・支援者など	当事者との協働性	地域ぐるみ活動型	町内会、自治会など	半義務性
分類	活動する人	特徴																			
行政委嘱型	民生委員・保護司など	法、条例に依拠																			
専門技術提供型	手話通訳者、弁護士など	技能や知識の専門性																			
日常活動型	家庭の主婦など	日常的な生活支援																			
アクション型	障害者の家族・支援者など	当事者との協働性																			
地域ぐるみ活動型	町内会、自治会など	半義務性																			
災害対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない 防災基本計画では、国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとしている 																				
防災ボランティアの日	<ul style="list-style-type: none"> 「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日） 																				
災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> 主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織 センターには、被災者のニーズと災害ボランティアをマッチングすることに加え、プログラムの開発、関係機関との調整などに高い専門性が求められる 																				

▶重層的支援体制整備事業



市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。（2021（令和3）年4月施行）



重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができる（任意） 「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を支援する
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人（長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人など）に支援を届ける
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する

社会福祉士・国家試験対策用語集

地域福祉と包括的支援体制

あべしろう
阿部志郎

[1926-]

横須賀基督教社会館館長としての幅広い実践を踏まえて、地域福祉理論の構築を行った。岡本栄一による地域福祉理論類型化では、「コミュニティ重視志向軸」に分類されている。主な著書に『地域福祉の思想と実践』(1986)などがある。

一般的コミュニティ

岡村重夫によって類型化されたコミュニティの1つで、一般の人びとによって構成されるコミュニティのこと。社会的不利条件をもつ人びとと、それに対して支援する集団を「福祉コミュニティ」とし、一般的コミュニティの下位集団として位置づけた。

うだきくち
右田紀久恵

[1931-]

地域福祉理論を構築した。牧里毎治の分類によると、右田の理論は「構造的アプローチ」の中の「政策制度的アプローチ」に位置づけられている。1990年代には「自治型地域福祉論」を展開した。主な著書に『自治型地域福祉の展開』(2005)などがある。

ウルフェンデン報告

1978年にイギリスで出された「ボランタリー組織の将来」と題されるレポートのこと。福祉サービスの多様な供給主体の必要性を説き、「福祉多元主義」を打ち出した。

うんせいときせいかい
運営適正化委員会

福祉サービスに関する適正な運営を確保し、かつ苦情処理を担当する都道府県社会福祉協議会に設置された機関。社会福祉法83条に規定がある。機能と

して、①苦情解決に必要な調査、助言、あっせん、②都道府県への通知、情報提供、③年度ごとの報告書の作成・公表がある。

エスディーズ
SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のこと。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

エヌピーオーほうじん
NPO法人 (特定非営利活動法人)

(non-profit organization)

1998(平成10)年の特定非営利活動促進法(NPO法)によって規定された法人。この法人には、寄付したものに対する税控除や特定事業の法人税の軽減措置が行われる。保健・医療・福祉分野で活動するところが最も多い。毎年1回は、事業報告、役員名簿などの提出が求められる。

エリア型コミュニティ

2005(平成17)年に出された「コミュニティの再興と市民活動の展開」の中で使われた用語。「エリア型コミュニティ」とは同じ生活圏に居住する住民によってつくられるコミュニティのことを指す。ここでは、全世帯加入が原則であり、地域住民の生活全般に関わる問題に対応することが求められている。これに対するのが「テーマ型コミュニティ」で、これは特定のテーマの下に有志が集まって構成されるコミュニティである。

エンパワメント

問題を抱えるクライエントが有する潜在的な力を引

き出すことによって、課題解決を図るように支援すること。

岡村重夫

[1906-2001]

地域福祉の3構成要素である「コミュニティケア」「地域組織化」「予防的社会福祉」を提唱し、それにより長期的な社会福祉計画において地域福祉サービスを展開できるとした。また福祉国家は選別的待遇ではなく国民すべてを対象とする普遍的待遇に特徴があると述べている。

小河滋次郎

[1863-1925]

社会事業家、監獄学者として知られる。1918（大正7）年に当時の林市蔵大阪府知事とともに、貧困世帯の救済のために方面委員制度（現在の民生委員制度）を創設した。

奥田道大

[1932-2014]

社会学者。コミュニティ論。地域社会の分析枠組みを示し、コミュニティを「地域共同体モデル」「伝統型アノミーモデル」「個我モデル」「コミュニティモデル」の4つに類型化した。

介護等の体験

1998（平成10）年度より小・中学校の教員免許を取得する者に対して「介護等の体験」をすることが求められている。

下位コミュニティ

岡村重夫によって位置づけられた「福祉コミュニティ」のこと。岡村は、「社会的不利条件を持つ人びと」を中心として結ばれたこの集団を、一般コミュニティの中の下位コミュニティと位置づけた。

鶴川豊彦

[1888-1960]

キリスト教社会事業家として、貧困者のためのセルメント運動を展開した。消費者協同組合の設立者としてもその名を知られている。1920（大正9）年に出版された『死線を越えて』は当時、ベストセラ

ーとなった。

学習指導要領

文部科学省が告示する教育課程の水準のこと。教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示しており、総則、教科、道徳、特別活動からなる。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象にしている。

学童・生徒のボランティア活動普及事業

1977（昭和52）年に、国庫補助事業として開始された。目的として、小・中・高校生に対して、社会福祉に対する理解を進め、地域社会の啓発を図ることなどがあった。

ガバナンス

「統治」と訳され、ソーシャル・ガバナンスの用法で用いられる。特に、福祉社会構築に向けて、市民による統治の意味合いをもっている。

企画指導員

1963（昭和38）年度から、全国社会福祉協議会に設置された国庫補助による職員。民間社会福祉活動の充実と発展を図るために置かれている。

協議体

市町村が主体となって地域づくりを行うために設置する「定期的な情報共有・連携強化の場」。メンバーは、行政、地域包括支援センター、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、地縁組織、民間企業、ボランティア団体など、地域の実情に応じて構成される。主に「第1層協議体」（市町村）と「第2層協議体」（日常生活圏域）とに分けられる。

共同性

コミュニティの定義に共通する概念の1つ。ヒラリー（Hillery, G. A., Jr.）は、「コミュニティ」の定義を整理して、その共通概念を「共同性」と「地域性」であるとした。

共同募金

全国的に実施されている募金活動。第一種社会福祉事業に位置づけられている。寄付金は都道府県内に

おいて配分されるが、災害支援の場合は例外とされている。期間は、10月1日～12月31日である。

キンダースレー館

1897(明治30)年に片山潜によって神田三崎町につくられたセツルメント。日本におけるセツルメント活動の端を開いたといわれている。

クラウドファンディング

[crowdfunding]

群衆(crowd)と資金調達(funding)を複合させた造語で、近年さまざまな領域で発展してきた新しい資金調達の形態である。インターネットやSNSなどを通じて、自らの活動の趣旨目的や夢・ビジョンを不特定多数に発信し、共感者や支援者に資金の提供を呼びかける仕組み。新しい資金調達の仕組みとして、地域福祉の領域でも注目されている。

グリフィス報告

イギリスのロイ・グリフィス卿(Griffiths, R.)が中心となって作成した「コミュニティケア：行動のための指針」のこと。コミュニティケアの目的を在宅ケアにあるとしたが、費用に見合ったサービス供給のあり方を強調した。

ケアリングコミュニティ

地域福祉の基盤づくりの目的であり、「共に生き、相互に支えあうことができる地域」のこと。ケアに関する政策や制度の充実をはじめ、課題を抱える当事者や地域住民の主体的参加が求められる。

ゲマインシャフト/ゲゼルシャフト

[Gemeinschaft/Gezellschaft]

テンニース(Tönnies, F.)が『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』(1887)で提示した概念。前者は、他者と感情的に結合して共同生活を送ろうとする生得的な本質意志から生じる集団で、全人格的な結びつきが特徴。後者は、何らかの目的を達成するために共同で生活しようとする理性的な選択意志から形成される集団で、打算的・契約的な結びつきを特徴とする。

公益信託制度

「公益信託」とは信託法66条以下に法的な根拠がある制度。個人や法人が、福祉活動、育英奨学、環境保全、国際交流など一定の公益目的のために財産を受託者(信託銀行など)に信託譲渡し、受託者は信託管理人とともにこの信託財産を管理運用の上、運営委員会で助成対象等を決め、その公益目的を実現する。

個別化

社会福祉援助活動において、バイステック(Biestek, F. P.)が提唱した7原則の1つ。クライエントを1人の人間として認め、同じような問題をもった場合であっても、それぞれのクライエントに応じた支援をしなければならないことを意味している。

コミュニティ/アソシエーション

[community/association]

アメリカの社会学者マッキーヴァー(MacIver, R. M.)が定義した用語。コミュニティは同じところに住み、同じようなライフスタイルをもち、われわれ感情を共有している集団のこと。近隣社会、村落、都市、国民社会へと広がっていく。アソシエーションは人びとが自分の個別的な関心を満たすために人為的につくり出す集団で企業、学校、教会、労働組合、国家などがこれにあたる。

コミュニティ・オーガニゼーション

ソーシャルワークの技術の1つで、間接援助技術に位置づけられる。地域を対象とする援助であることから地域援助技術ともいう。この定義は変遷しており、「ニード・資源調整説」「インターフループワーク説」「地域組織化説」「地域開発・社会計画・ソーシャル・アクションの3つのモデル」などが挙げられる。

コミュニティケア

[community care]

さまざまな問題を抱えた人を、施設ではなく地域において支援していくとする考え方や取組みを指す。地域で支援するためには、福祉のみならず、多くの社会資源のネットワーク化が必要となる。

コミュニティ財團

市民や企業の寄付によって成り立ち、1つの理事会および事務局が、それぞれ独立した複数の基金を一括して管理、運営する団体。市民一人ひとりの地域貢献の志を有効に使うことが可能となる。

コミュニティソーシャルワーカー

地域を基盤としながら、1人のクライエントの問題を解決していくために、ソーシャルワークを実践するワーカーのこと。クライエントの問題解決を図るとともに、地域組織化を行うことが求められる。

コミュニティビジネス

地域にあるさまざまな課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組みのこと。地域における相互扶助による支援活動ともいえるが、地域雇用の創出という側面ももっている。

コミュニティワーク

ケースワーク、グループワークと並ぶソーシャルワークの1つ。コミュニティ・オーガニゼーションと同義に使用されている。「地域における問題の発見」→「活動主体の組織化」→「計画策定」→「計画の実施」→「評価」の過程で実践される。

災害救助法

実際に災害が生じた際に、国が地方自治体などとともに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを定めた法律である。救助の主体は都道府県知事だが、実施に関する一部事務を市町村長に委任することができる。

災害ソーシャルワーク

災害ソーシャルワークとは、発災直後から復旧・復興に至る一連の過程の中で、生命・財産の維持、生活の再建に関する被災者のニーズを把握し、適切な支援を実施したり、または関係機関による支援へとつなげていく活動のことである。

災害対策基本法

国民の生命、身体および財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資す

ることを目的として制定された。国、都道府県、市町村、指定公共機関等、住民などの防災に対する責務を明確化している。また、避難行動要支援者への支援として避難行動要支援者名簿を作成することが求められている。避難行動要支援者名簿は、市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意がなくとも、平常時から民生委員や消防機関等に提供できる。

「在宅福祉サービスの戦略」

1979（昭和54）年に全国社会福祉協議会によって出版された報告書。それまで主流であった施設福祉サービスから、在宅での介護を中心とすることの重要性について論じられている。この報告書では、社会福祉協議会を、在宅福祉サービスを提供する団体と位置づけ、サービスの拡大を図った。

真田是

[1928-2005]

立命館大学名誉教授。社会福祉の問題を社会構成体的に理解し、対象と政策主体と運動の三次元的な力動関係において捉え、そこから「福祉労働」を提起した。著作に『現代社会学と社会問題』『地域福祉と社会福祉協議会』など多数ある。

資源開発の原則

コミュニティワークの原則の1つ。地域の問題を解決するにあたって、既存の適切な社会資源がない場合には、新しく資源を開発することがコミュニティソーシャルワーカーに求められる。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行に対応するために、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにした法律。国、地方公共団体、事業主（労働者数が300人を超えるもの）は、それぞれ、次世代育成支援対策のための行動計画を立てることが義務づけられている。

施設の社会化

社会福祉施設の閉鎖性を改善するさまざまな取組みのこと。またその背景となる考え方。施設利用者の地域への外出・地域住民との交流、施設利用者・職

員の地域活動参加、地域住民の施設活動への参加、施設設備機能の地域への開放などの実践が挙げられる。

じちじじ 自治事務

地方公共団体の事務で、法定受託事務以外のものと
いう。具体的には、都市計画の決定や病院・薬局開設への許可、就学に関する事務等で、国は地域の特性に合った事務処理ができるように配慮しなければならない。1999（平成11）年に団体委任事務が廃止され、これに再編成された。

しきょうそんかい こ ほ けん じ よういかく 市町村介護保険事業計画

3年を1期として、市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の実施に関する計画のこと。2006（平成18）年度の介護保険改正によって、地域支援事業に関する計画を盛り込むこととされている。地域福祉計画等との調和が求められている。

しきょうそんけんこうぞうしんかい 市町村健康増進計画

健康増進法8条に基づき、市町村が住民の健康の増進に関する施策について定めた計画。

しきょうそんしゃいふく しきょうぎかい 市町村社会福祉協議会

市町村において、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、住民参加のための援助、調査、普及、宣伝、連絡、調整、事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことが役割である。

しきょうそん ち いきふく しきいかく 市町村地域福祉計画

市町村において作成された地域福祉に関する総合的
な計画。社会福祉法107条において策定が努力義務とされた。災害時への対応として、地域の要援護者の情報把握や、安否確認の方法などを盛り込むことが通知されている。

しきょうそん はい ち がんご 市町村の廃置分合

市町村の分割・分立・合体・編入のこと。現在、「平成の大合併」で、市町村の合併が行われているが、これは廃置分合の一形態である。地方自治法7条が法的根拠となる。

シーポーム報告 ほうこう

1968年、イギリスにおいて社会福祉制度の改革を打ち出した報告。関連する各部門に関わるソーシャルワーカーが、別個ではなく、統合された1つの部門の所属になり活動することが示され、パーソナル・ソーシャル・サービスの社会的諸問題全般にわたって責任を負うべきであると主張されている。

しきょうこうけんすいしん じ よう 市民後見推進事業

今後、認知症の人びとの増加が見込まれるが、親族等による成年後見が困難な者も増えると推測される。そのため、介護保険サービス利用の支援などを行なう市民後見人を育成することが必要となっている。市町村には、市民後見人の育成および活用のための研修の実施が求められている。

しゃかいてき き よう 社会的企業

社会問題の解決を組織の主たる目的としており、その解決手段としてビジネスの手法を用いている企業のこと。広く、企業の社会貢献活動を指す場合もある。

しゃかいふく しきょうぎかい 社会福祉協議会

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた社会福祉法人である。各都道府県、区市町村に設置されている。なかでも、高齢者福祉への取組みには、日常生活の見守りや支援を必要とする人びとを、近隣で連携して支え合う、小地域ネットワーク活動がある。行政の職員は市町村社協の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならないことが規定されている。

しゃかいふく じ よう けいさいしゃ 社会福祉事業の経営者

社会福祉法に定められている社会福祉事業を経営する者。社会福祉事業には、入所型の社会福祉施設や利用型のデイサービスセンター、障害者福祉サービス事業などが含まれる。

しゃかいふく し じゆ 社会福祉法

社会福祉基礎構造改革の中で、社会福祉の再編成が強調され、従来の措置制度から利用（契約）制度に

転換するという社会福祉のパラダイム転換が図られることになった。福祉はサービスであり、市場原理を導入し、利用する側が選択でき、サービスの質の向上を図るという大改革を進めていくというものである。このような状況を踏まえて、1951（昭和26）年に制定された「社会福祉事業法」が、2000（平成12）年6月、半世紀ぶりに大改正され、「社会福祉法」となった。たとえばこの法律では、社会福祉事業の経営者に対して、自らその提供する福祉サービスの質を評価することなどによって、良質で適切な福祉サービスを提供するよう努めるべきことを定めている。わが国における社会福祉に関する事項の共通基礎概念を定めた法律である。

社会福祉法人

社会福祉法に定められた、社会福祉事業を行うことを目的とするために設立された法人。社会福祉事業に支障がない限り、公益事業または収益事業ができる。必ず、理事、監事を置かなければならず、必要に応じて評議委員会を設置することができる。社会福祉法人は介護サービス事業を実施する上で、特定非営利活動法人に比べ、法人税の取扱いが優遇されている。

社会福祉法人の地域における公益的な取組みの責務
2016（平成28）年の社会福祉法改正時に、社会福祉法人が地域において公益的な取組みを実施する責務があることとされた。日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額の料金による福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけた。

社会保障審議会福祉部会

社会保障審議会は、①厚生労働大臣の諮問に応じて、社会保障に関する重要事項を調査審議する、②厚生労働大臣または関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議することが役割であるが、福祉部会は、社会福祉に関する事項について審議する。

住民参加

自らが生活している地域において積極的に住民が運営に参加していくこと。地域のことについて、行政

任せにせず、住民自らが運営に関わり、活動していくことの重要性が高まっている。地域福祉計画策定においても、住民参加が重視されている。

住民参加型在宅福祉サービス

住民によって行われる有償の在宅福祉サービスのこと。その形態は、「住民互助型」「社協運営型」「生活協同組合型」などがある。1980年代に不足する在宅サービスを補う形で大きく発展してきた。活動は市民の自発的なものであり、非営利性、有償性、互酬性、会員制などが特徴である。

住民自治

地方行政を行うのに、住民または住民によって選ばれた代表者によって行うこと。憲法ではこれを「地方自治の本旨」（92条）として保障している。

住民主体

地域の問題を解決していくためには住民が主体となっていくべきであるという考え方。社会福祉協議会は「住民主体の原則」を活動の原則としている。

自由面接法

〔free-answer question〕

事例調査に用いられる方法の1つ。あらかじめ質問項目の大枠を決め、面接者が対象者との会話の中で質問をしながら調査を展開する方法をいう。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係わる教員職員免許法の特例等に関する法律

この法律において、いわゆる高齢者や障害者等への「介護等の体験」をすることが盛り込まれた。

生活困窮者自立支援法

2014（平成26）年に制定、2015（平成27）年4月より施行された。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが目的である。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進して

いくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。機関間の連携の推進のみならず、新たなサービスを創出する役割も期待されている。

せいかつし えんせんりょく 生活支援戦略

2012（平成24）年度から開始された。生活困窮からの早期脱却が可能となるように、早期の総合相談、伴走型就労支援、居住支援、学習支援などの包括的支援体制を構築することが盛り込まれている。貧困の連鎖の防止、参加と自立、社会的に包摂される社会の実現などが基本的目標とされた。

セルフ・アドボカシー

[self advocacy]

障害者や高齢者などが、自ら、自分たちの権利擁護について主張すること。

セルフ・ネグレクト

[self-neglect]

「自己放任」とも呼ばれる。自分の生活について管理が行き届かず、健康状態の悪化や自宅がゴミ屋敷のようになっているにもかかわらず、他者からの支援を拒否する状態。

セルフヘルプ・グループ

[self help group]

「自助グループ」とも呼ばれる。身体的・精神的な障害や疾患、さまざまな依存症など共通の問題や課題を抱える人たちが、自分の問題を自分で解決するために形成するグループをいう。メンバーは平等であり、お互いの支え合いや共感、情報交換などの機能をもつ。

そうちゅうか げんそく 総合化の原則

従来のような縦割りの個別福祉施策ではなく、地域において社会福祉の総合化を図ること。今後は、地域住民のニーズに対応できるようにサービス等を一体化することが求められる。

そしきか じゅうしきのげんじく 組織化とプロセス重視の原則

地域福祉を行っていく際に押さえるべき原則。地域住民あるいは社会福祉に関する機関・団体を組織化していくこと、また、それを行っていく過程こそが重要であるとの考え方。

ソーシャル・インクルージョン

[social inclusion]

すべての人びとを排除せず、包摂し、ともに生きることができる社会を目指す考え方である。この反対の状態が、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）となる。

ソーシャル・キャピタル

[social capital]

「社会関係資本」とも呼ばれる。施設などハード面での資本ではなく、人と人とのネットワークを資源として捉える考え方。

だいさん 第三セクター

日本においては、行政と民間の共同出資による事業体のことをいう。しかし外国においては、ボランティアやNPOなどの市民による団体のことを指す場合が多い。

かくもん かくめい 多文化共生

国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくこと。

だんたいじき 団体自治

地方自治の基本で、国の独立の団体（地方公共団体）が、自主的に団体の事務を行う権能を有すること。「地方自治の本旨」には、団体自治と住民自治の2つの原理がある。

ちいき 地域アセスメント

地域診断のこと。コミュニティワークを行っていくためには、地域の特性や地域における問題やニーズを把握しておく必要がある。そのためには、情報の収集や社会福祉調査等を行っていくことが求められる。

地域移行

地域生活移行とも称される。障害者が施設で生活するのではなく、地域のグループホームやケアホーム、アパート等において生活していくことを目指す。障害者自立支援法では、都道府県や市町村が障害者福祉計画を策定し、地域生活への移行を具体的に進めることとしている。障害者の地域移行には、地域の社会資源を利用して、居住支援、就労支援、コミュニケーション支援、相談支援などが行われる必要がある。

地域間格差

都市部と地方都市など、地域間にみられる社会的、経済的な発展の差異を指し、人口格差や所得格差、財政力格差などがある。

地域共生社会

厚生労働省は、地域共生社会について、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。近年、社会福祉法等を数回改正し、地方自治体においても、地域共生社会づくりを行うこととしている。

地域ケア体制の整備に関する基本指針の策定について

2011（平成23）年度末に療養病床が廃止される予定であったことに伴って、高齢者が地域で暮らせるよう「介護・医療・見守り・住宅」が連携するケア体制の整備を求めた指針。自治体が、10年単位で30年後までを展望した「地域ケア体制整備構想」を策定することとした。

地域自治区

条例で定めた区域のこと。市町村長の権限に関する事務を分掌させ、地域住民の意見やニーズを反映させつつ対応することを目的としている。

地域住民の生活圏域

固定的な区域ではなく、住民にとってどのような機能が使えるのかといった観点から捉える範囲のこと。

と。行政区よりもさらに広域で考えられる。

地域診断

コミュニティソーシャルワークにおいて、住民のニーズや問題の発生要因、解決方法等を地域や社会資源の状況などについてあらゆる角度や視点から総合的に把握をし、分析・検討を行うことをいう。

地域組織化

通常は、地域における問題解決が主体的に取り組めるように、住民を組織化する活動のことをいう。ロス（Ross, M.）は、コミュニティ・オーガニゼーションの定義として「地域組織化説」を提唱した。

地域福祉活動計画【市町村社協】

地域における問題や住民のニーズなどを背景にして、それらを解決していくために住民や民間団体等の活動に関する計画をまとめたもの。市町村（行政）の地域福祉計画とはまた性格が異なるものである。

地域福祉ガバナンス

「ガバナンス」は「統治」と訳される。行政のみが主体となって福祉のシステムを構築するという方法（ガバメント）ではなく、地域福祉を進めていくために、住民を含む多様な主体が関わり、互いに協力しながら態勢づくりを図っていく考え方。

地域福祉基金

「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」の策定に伴い、地方自治体に設置した基金。この運用によって地域特性に応じた活動が促進されることを目的に、地方交付税交付金による財源措置に基づいて設置された。

地域福祉計画

市町村によって策定される地域福祉の推進に関する計画のこと。社会福祉法107条に定められている。計画には、①地域におけるサービスの適切な利用の推進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進などに関する事項を一体的に定めることが明記されている。

地域福祉計画【東京都・平成3年】

「東京都における地域福祉計画の基本的あり方について」のこと。地域福祉の一体的な実践を目指とした。東京都の「地域福祉推進計画」、市町村の「地域福祉計画」、市町村社協を中心として住民によって作成される「地域福祉活動計画」の3つが互いに関連し合いながら地域福祉を推進する「三相計画」として展開するものとした。

「地域福祉計画—理論と方法」

コミュニティ・オーガニゼーションに加え、在宅福祉サービスも含めた総合的な地域福祉のあり方について提唱した報告書（全社協、1984）。

地域福祉計画策定の指針

地域福祉計画の策定義務（努力義務）に伴い、2002（平成14）年に指針となるべき社会保障審議会福祉部会が作成した報告書。「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」が正式名称。地域福祉推進の背景・理念、地域福祉計画策定の意味などが記載され、地域住民一人ひとりの参加の必要性が提唱された。また、利用者主体のサービスの実現や、サービスの総合化の確立が必要であることも記述されている。

地域福祉推進の主体

社会福祉法109条および110条によって社会福祉協議会は、「地域福祉の推進主体」として位置づけられた。

地域福祉における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉【平成20年】

基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を堅持しつつも、「新たな支え合い」を「共助」として拡大、強化することを提唱した報告書。この報告書では、地域福祉とは生活課題に広く対応するものであるとし、地域福祉活動は地域住民の社会貢献、自己実現の場であるとする。地域福祉コーディネーターの設置、関係者間での情報の共有、活動の拠点づくりが重要と指摘した。地域を5層の圏域として、各圏域での役割と機能があること

を示している。

地域福祉の圏域等

「地域福祉計画策定の指針」において、市町村地域福祉計画策定にあたっては、一定の範囲を示す「地域福祉圏域」を設定することとした。基本的には市町村がその範囲となる。

地域福祉の推進

2000（平成12）年に改正された社会福祉法の中に新たに盛り込まれた概念が「地域福祉の推進」である。地域福祉を推進するためには、行政のみならず、社会福祉を目的とする事業を経営する者、地域住民、ボランティアなどが協力することが求められた。

地域包括ケア研究会報告書—今後の検討のための論点整理

2009（平成21）年5月22日厚生労働省によって公表された。2025（平成37）年を目標として、あるべき地域包括ケアの方向性と、そこ至るまでの問題点について検討したものである。介護保険制度の果たすべき役割、医療や住宅、地域社会のあり方などが論点となっている。自助・互助・共助・公助の役割分担が地域包括ケアの前提とされている。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域の特性に応じて、一体的に提供されるシステムのことである。

地域防災計画

国の防災基本計画に基づき各自治体で立案された災害対応について定めた計画。避難計画や避難所の設置などを定めている。国の中防災会議が立てた防災基本計画に基づき各都道府県が地域防災計画を立て、その計画に基づき各市町村が地域防災計画を立てることになっている。

地域包括支援センター

地域住民の健康の保持および生活の安定のために必

要な援助を行うことにより、住民の生活を包括的に支援することを目的として設置された機関。包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援など）や介護予防支援業務などを実施する。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が配置される。市町村が責任主体であるが、運営は社会福祉法人、医療法人、NPO 法人などが行っている。

地域保健法

1994（平成 6）年に「保健所法」から「地域保健法」に改正。この改正によって、市町村保健センターにおいて、住民に一貫した地域保健サービス（精神保健相談等を含む）を提供するようになった。

地区社会福祉協議会

地域住民によって構成された社会福祉協議会で、小地域活動などを行う。町内会、自治会、小・中学校区を単位にして組織化されている（社会福祉法 109 条でいう地区社会福祉協議会とは、「指定都市」における行政区の組織を指しており、同一のものではない）。

地方交付税制度

都道府県や区市町村がその事務を遂行できるように、国から地方自治体に対して資金を交付する制度。

地方自治法

地方公共団体の組織構成や運営に関する大綱を定めた法律。地方分権一括法が 2000（平成 12）年 4 月に施行され地方分権改革との関連で、この法律は改正地方自治法とも呼ばれる。この改正によって機関委任事務は廃止された。

地方社会福祉審議会

都道府県知事または指定都市、もしくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申するものである。ただし、社会福祉に関する事項のうち、児童福祉および精神障害者福祉に関する事項は除かれる。社会福祉法 7 条に規定されている。

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）

地方分権の柱として 1999（平成 11）年に成立し、2000（平成 12）年 4 月から施行された法律。住民にとって身近な行政をできるだけ地方が行うこととしている。また、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的としている。

町内会・自治会

日本の都市内において町丁別に設定された住民組織。加入単位は世帯、加入は自動的、機能的には包括的であり、末端行政の補完といった特徴をもつ。1991（平成 3）年の地方自治法改正により、法人格をもつことも可能となった。

ティトマス

[Titmuss, Richard Morris 1907-1973]

ロンドン大学の社会政策の創始者。社会福祉・社会保障の分野で国際的にも広い影響を及ぼした。普遍主義に基づくサービスを基盤にしながら強いニーズをもつ集団や地域を、ステイグマを与えることなく積極的に選別し、権利としてサービスが供給されることが必要であると主張した。主な著書に『福祉国家の理想と現実』（1958）、『社会福祉と社会保障』（1968）がある。

テンニース

[Tönnies, Ferdinand 1855-1936]

ドイツの社会学者。主著には『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』（1887）、『世論の批判』（1922）がある。

当事者活動

問題を抱えた本人（当事者）が、その問題解決のために自らが行動を起こし実践すること。

都道府県健康増進計画

国民の健康を守るために策定された「健康増進法」の中で、都道府県において健康増進計画を策定することが規定された。市町村も同様の計画を策定しなければならない。

都道府県社会福祉協議会

社会福祉法 110 条に位置づけられた団体。広域的見地から実施することが望ましい事業や、社会福祉を目的とする事業の従事者の養成および研修、社会福祉を目的とする経営に関する指導や助言などが役割である。また、共同募金の実施にあたって共同募金会から意見を聴取される。

都道府県地域福祉支援計画

広域的な見地から、各市町村の地域福祉計画の達成を支援するために、都道府県に課せられた計画。社会福祉法 108 条に規定されている。

都道府県福祉人材センター

社会福祉事業に関する啓発や従事者に対する研修、社会福祉施設経営者等の相談援助、および就業希望者への援助を行う都道府県社会福祉協議会に設置された機関。

永田幹夫

[1922-2008]

全国社会福祉協議会事務局長を務め、「地域福祉論」を著した。牧里毎治の地域福祉理論の類型化によると「機能的アプローチ」の中の「資源論的アプローチ」に位置づけられ、また岡本栄一の分類では「在宅福祉志向軸」に位置づけられている。

日常生活圏域

市町村内を日常生活の圏域に区分すること。第 3 次介護保険事業計画において、地理的条件、人口、交通事情、施設サービス等を勘案して区域を分け、サービスの基盤整備を行うこととされている。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人の地域自立生活を支えるための事業。社会福祉法によって規定された福祉サービス利用援助事業の 1 つで、都道府県・指定都市社会福祉協議会によって運営される。2007(平成 19) 年 4 月より、「地域福祉権利擁護事業」の名称を変更し、「日常生活自立支援事業」となった。

ニューステッター

[Newstetter, Wilber 1896-1972]

グループワーク教育と実践に大きく貢献した。コミュニティ・オーガニゼーションの定義として「インターフォーマンス説」を提唱したことでも知られている。

認知症サポーター

2007(平成 19) 年に内閣官房長官が主催した「新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦」で設置が定められた地域社会における人材。同報告書では、「養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持ち、地域におけるさまざまな生活場面で、認知症の人や家族を支援する住民等」と説明されている。

ネットワーキング

[networking]

1970 年代後半から網の目のように、横にゆるやかなつながりをつくるという新しいかたちの地域活動や社会運動が広がり始めた。既存の枠組みを越え、平等・複合・分散型の組織形態を指す言葉として使用され、これまで対立してきた異質なもの同士の共存を意味する理念として、さらにはそれを超えて相互の交流、協力による積極的な関係を構築することを指す。

農福連携

主に、障害者が農業に携わることで社会参加を図る試みである。生きがいや就労の場としても期待されている。地域においては、男性高齢者が主体的に取り組みやすい活動としても注目されている。

ノーマライゼーション

[normalization]

高齢や障害があっても差別されず、地域において普通の生活を営むことが当たり前であるという社会をつくる基本理念をいう。1950 年代にデンマークにおいて障害児をもつ親の会から草の根運動的に広がり、バンクー・ミケルセン (Bank-Mikkelsen, N. E.) を中心に展開された。その後スウェーデンのニイリエ (Nirje, B.) や北米のウォルフェンスベルガー

(Wolfensberger, W.) らによって広められた。わが国では1981(昭和56)年の国際障害者年を皮切りに、ノーマライゼーションが展開されている。

パークレイ報告

イギリスにおいて1982年に発表された「ソーシャルワーカー：役割と任務」と題された報告書。コミュニティを基盤としたソーシャルワークを重視し、コミュニティソーシャルワークを主張した。

はるかまるさんだい 2050問題

通常「80歳代の高齢の親」に、ひきこもりになっている。「50歳代の子ども」が同居しており、両者ともに、介護や生活困窮、精神的疾患などの生活問題を抱えている状態を指す。「50歳代の子ども」には、どんな制度や誰が対応するのかが明確ではなく、「制度の狭間」に該当するとして社会問題となっている。

パットナム

[Putnam, Robert David 1940-]

著書『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生』(2006)で、アメリカのコミュニティの変化を膨大な統計と資料で描き出し、その中でソーシャル・キャピタル(社会関係資本)の重要性を説いた。パットナムは、ソーシャル・キャピタルとは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワークであり、そこから生じる互酬性と信頼性の規範であるとした。

ひんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者

災害対策基本法では、避難行動要支援者は、「当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの」とされている。

ヒラリー

[Hillary, George A., Jr.]

社会学者。多様に定義されたコミュニティの概念整理を行って、その共通する特徴を「地域性」と「共同性」であるとした。

ふくしかつどうさんかきほんしじん 福祉活動参加基本指針

1993(平成5)年に出された「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るために措置に関する基本的な指針」のこと。国民が積極的に福祉活動に参加することを求めて制定された。福祉教育の充実やボランティアの拡充の必要性などが盛り込まれている。

ふくしかつどうしどういん 福祉活動指導員

1963(昭和38)年度から、都道府県社会福祉協議会および政令指定都市社会福祉協議会に設置されている。担当区域における民間社会福祉活動の推進方策について、調査・研究・企画立案等を行うことが職務とされている。

ふくしかつどうせんしんいん 福祉活動専門員

1966(昭和41)年度から、市区町村社会福祉協議会に設置されている。担当区域における民間社会福祉活動の推進方策について、調査・研究・企画立案等を行うことが職務とされている。

ふくしかんけいじょくし 二じんじとうほうてきせいとそつか 福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン

「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、社会福祉事業を実施する事業者が、利用者の個人情報を適正に取り扱うことを推進する指針(2004年)。

ふくしきょういく 福祉教育

国民全体に福祉についての関心を促し、福祉活動に参加することを求めて行われる啓発・教育活動のこと。

ふくしき 福祉区

地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域のこと。平成14年社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」において設定された。

ふくしこみゅうにて 福祉コミュニティ

地域住民の福祉の確保を目的としてつくられたコミュニティのことで、一般地域的コミュニティに対し

てサブ・コミュニティの位置をもつ。コミュニティの成員は、一般地域的コミュニティは全住民だが、福祉コミュニティは福祉に関心を共有する人びとになる。

福祉サービス第三者評価基準ガイドライン

2004(平成16)年に厚生労働省によって示された。第三者評価とは、福祉サービスの質の向上や選択支援などを目的に、福祉サービス事業者でも利用者でもない第三者機関が、事業者、利用者、必要があればその他に対する調査を行い、事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価することをいう。

福祉サービスの第三者評価事業

社会福祉法78条「福祉サービスの質の向上のための措置等」に位置づけられた事業。福祉サービスの利用者がよりよいサービスを受けられるよう、公正で中立な立場の第三者がサービスを評価するもの。

福祉サービス利用援助事業

社会福祉法81条に規定された第二種社会福祉事業。高齢者や障害者が地域において安心して自立生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことを目的とする。

福祉組織化

地域におけるニーズを解決していくために、問題を抱える当事者を中心として福祉機関・団体、施設などを組織化すること。岡村重夫は、「福祉組織化」と「一般地域組織化」をともに地域福祉の構成要素としている。

福祉の多元化

福祉社会を支える主体が、従来の公的部門のみから、民間非営利部門や民間営利企業など、多様な主体へと拡大したことを表す。公的責任の後退をもたらす一面もあるが、サービス量の拡大により利用者の選択の幅が広がったとも評価される。

福祉のまちづくり

高齢者や障害者を始めとして、だれもが安心して安全に暮らせるように、まちをバリアフリー化した

り、住民の意識を含めて制度や施策などさまざまな条件を整えていこうとする活動や考え方のこと。

福祉のまちづくり条例

区市町村が福祉のまちづくりを行うために定めた条例。物的な環境整備の必要性の他、事業者や住民が取り組むべき責務などが定められている。

福祉有償運送

社会福祉法人やNPOなどが、高齢者や障害者など公共交通機関を利用しての移動が困難な人を対象に、有償で移送を行うこと。

福祉用具法（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律）

福祉用具の開発および普及を促進し、産業技術の向上を目指すことを目的とする法律で、福祉用具研究開発への助成は、財団法人テクノエイド協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が行っている。

ブース、W.

[Booth, William 1829-1912]

募金活動によって貧困者などの救済運動を行う「救世軍」の創始者(1978年)。日本においても「社会鍋」としてその活動は知られている。著書に『最暗黒の英国とその出路』がある。

ふれあいのまちづくり事業

市町村社会福祉協議会によって取り組まれている福祉コミュニティづくり事業のこと。1991(平成3)年より開始された。地域福祉活動コーディネーターを設置して、地域の個別具体的なニーズに対応しながら、小地域活動などの地域組織化に努めることを目的としている。

ベヴァリッジ報告

イギリスで、1942年にベヴァリッジ(Beveridge, W. H.)を委員長として提出された「社会保険及び関連サービス」のこと。均一給付・均一拠出の原則、最低生活を保障するナショナル・ミニマムの原則、全国民を対象とする一般性の原則を提唱した。

防災基本計画【中央防災会議】

災害基本対策法に基づいて、中央防災会議が作成した計画。国、公共機関、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの役割を定めた。

防災とボランティアの日

阪神・淡路大震災が起きた1月17日を「防災とボランティアの日」とした。

奉仕的な活動

2002（平成14）年に中央教育審議会が出した「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」では、青少年の人間形成や、国民の公共心の醸成のために奉仕活動を行うことの重要性が提唱されている。

法定受託事務

地方公共団体の事務で、国（または都道府県）が本来果たすべき役割に係るもので、国（または都道府県）において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律・政令で特に定めるもの。具体的には国政選挙や国道・河川の管理、生活保護の決定かつ実施、パスポートの発給に関する事務等が挙げられるが、地方分権という観点から、その数の減少が求められる。

保護司

少年法に基づく保護処分期間中の少年に面談等を行って、心理的・実質的な支援を行う者。釈放後の生活環境調査や調整を行うほか、社会を明るくする運動も中心となって運営し、地域浄化に貢献する。身分としては、法務大臣が任命する非常勤国家公務員であるが、交通費等が支給される程度で無給である（定数は52,500人）。

牧質一

[1904~1976]

日本社会事業協会の常務理事や全国社会福祉協議会の事務局長などを務めた。『社会福祉協議会読本』（1953）を著し、社会福祉協議会の草創期から指導者としての役割を果たした。

マッキーヴァー

[MacIver, Robert Morrison 1882~1970]

アメリカの社会学者。主著『Community（コミュニティ）』（1917）。社会を社会関係として捉え、「コミュニティ」と「アソシエーション」を中心概念として分析した。

三浦文夫

[1928~2015]

戦後、社会福祉の政策ニードが救貧制度から防貧制度に転換し、さらに貨幣的ニードから非貨幣的ニードへと変容したと論じた。また社会福祉経営論を唱え、新しい視点からの社会福祉理論を構築した。岡本栄一の地域福祉理論の類型化では、「在宅福祉志向軸」に分類されており、牧里毎治の分類では、「機能的アプローチ」の「資源論的アプローチ」に位置づけられている。主な著書として『社会福祉政策研究』（1985）などがある。

民生委員・児童委員

民生委員法および児童福祉法に基づき、同じ住民の立場として地域の要援護者等へ相談援助を行う者のこと。都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定める。

民生委員協議会

民生委員法に基づいて設置されている組織。その職務は、民生委員の担当区域を決定する、民生委員の連絡調整を行う、行政機関との連絡を取る、民生委員に必要な技術や知識を修得させるなどがある。

民生委員法

1948（昭和23）年に「民生委員法」が制定された。現在の法律は2000（平成12）年に改正されたものであり、名譽職規定の廃止や、従来の文言にあった「保護指導」から「住民の立場に立った相談、援助」へと改正された。

ヤングケアラー

(young carer)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・ケアなどを日常的に行っている18歳未満の子ども。近年、その存在と問題が大きく認識されている。

ユニバーサルデザイン

障害者のみならずすべての人に使いやすい物品や環境などのデザインのことを指す。アメリカのロン・メイス (R. L. Mace) によって提唱された。

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見、適切な保護を行うために、地域のさまざまな機関が、その子どもに対する情報や考え方の共有を行う。地方公共団体が、要保護児童対策地域協議会を設置することができる。

リスクマネジメント

(risk management)

問題を未然に予防したり、また万が一、事故が発生した際の対処の仕方を指す。2002(平成14)年に「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて」が策定された。本指針の中で、福祉サービスにおけるリスクマネジメントの考え方として、管理的な側面を強めるよりも、質の高いサービスを提供しながら事故を予防することの重要性が指摘された。

レイン報告

アメリカで1939年に出された報告書で、コミュニティ・オーガニゼーションの機能について、地域におけるニーズと社会資源を調整するものとした。

の説は、「ニーズ・資源調整説」として知られている。

老人保健福祉圏域

介護保険法118条2項1号の規定により、当該都道府県が定める区域のこと。交通事情や従来からのつながりなどによって、複数の市町村にまたがって設定されている。

ロス

(Ross, Murray George 1910-2000)

コミュニティ・オーガニゼーションの機能を、住民が主体となって地域を組織化し、問題を解決できるよう働きかけることであるとした。「地域組織化説」と呼ばれている。著作に『コミュニティ・オーガニゼーション—理論・原則と実際』がある。

ロスマン

(Rothman, Jack 1927-)

コミュニティ・オーガニゼーションの実践アプローチを、①目標の決定や活動において住民参加を重視し、地域社会の協働的な問題解決能力を強調した「地域開発モデル(小地域開発モデル)」、②専門技術的な過程を重視し、合理的に統制された変革や社会資源の配分に高い関心を置いた「社会計画モデル」、③不利な立場にある住民の発言権を増大させ、待遇の改善や社会資源の開発を通して権力構造の変革を目指した「ソーシャル・アクションモデル」、に分類した。

ワークショップ

問題解決を図るために参加者が討論をしたり、体験をしたりして合意形成を図る手法の一つ。最近ではまちづくりワークショップなども開催されることが多く、地域住民がまちづくりについて話し合いを行ったり、まちを歩いてみることなどが行われている。

地域福祉の理論と方法

問題 32 社会福祉協議会の歴史に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 1951 年(昭和 26 年)に制定された社会福祉事業法で、市町村社会福祉協議会が法制化された。
- 2 1962 年(昭和 37 年)に社会福祉協議会基本要項が策定され、在宅福祉サービスを市町村社会福祉協議会の事業として積極的に位置づける方針が示された。
- 3 1983 年(昭和 58 年)に社会福祉事業法が一部改正され、都道府県社会福祉協議会を実施主体とする地域福祉権利擁護事業が開始された。
- 4 1992 年(平成 4 年)に新・社会福祉協議会基本要項が策定され、社会福祉協議会の活動原則として住民主体の原則が初めて位置づけられた。
- 5 2000 年(平成 12 年)に社会福祉法へ改正されたことにより、市町村社会福祉協議会の目的は地域福祉の推進にあることが明文化された。

問題 33 地域福祉に関連する法律、事業に規定されている対象に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ひきこもり支援推進事業の対象となるひきこもり状態にある者のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、原則的には2年以上家庭にとどまり続けていることをいう。
- 2 ヤングケアラー支援体制強化事業におけるヤングケアラーとは、家族への世話を日常的に行っている18歳から39歳までの者をいう。
- 3 生活福祉資金の貸付対象における低所得世帯とは、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難である者をいう。
- 4 生活困窮者自立支援法における生活困窮者とは、最低限度の生活を維持できない者をいう。
- 5 日常生活自立支援事業の対象者とは、本事業の契約内容について理解できない者のうち、成年後見制度を利用していない者をいう。

(注) 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」とは、厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業(厚生労働省)においてまとめられたものである。

問題 34 次の記述のうち、市町村地域福祉計画に関する社会福祉法の規定として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項について定める。
- 2 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項について定める。
- 3 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項について定める。
- 4 市町村地域福祉計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聞かなければならない。
- 5 市町村地域福祉計画の公表に当たって、市町村はその内容等について、都道府県の承認を受けなければならない。

問題 35 社会福祉法に規定されている市町村による重層的支援体制整備事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業である。
- 2 重層的支援体制整備事業は、市町村の必須事業である。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業のいずれか一つを選択して、実施することができる。
- 4 重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業は、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う事業である。
- 5 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定しなければならない。

問題 36 地域福祉に係る組織、団体に関する現行法上の規定の内容として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 特定非営利活動促進法において、特定非営利活動法人は、内閣府の認可により設立される。
- 2 民生委員法において、民生委員協議会は、民生委員の職務に関して、関係各庁に意見を具申することができる。
- 3 社会福祉法において、社会福祉法人は、社会福祉事業以外の事業を実施してはならない。
- 4 保護司法において、保護司会連合会は、市町村ごとに組織されなければならない。
- 5 社会福祉法において、市町村社会福祉協議会の役員には、関係行政庁の職員が5分の1以上就任しなければならない。

問題 37 事例を読んで、生活困窮者自立相談支援事業のB相談支援員（社会福祉士）の支援方針として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん（60歳）は、一人暮らしで猫を多頭飼育している。以前は近所付き合いがあったが今はなく、家はいわゆるごみ屋敷の状態である。B相談支援員は、近隣住民から苦情が出ていると民生委員から相談を受けた。そこでBがCさん宅を複数回訪問すると、Cさんは猫を可愛がっており、餌代がかかるため、自身の食事代を切り詰めて生活していることが分かった。Cさんは、今の生活で困っていることは特になく、近隣の苦情にどのように対応すればよいか分からない、と言っている。

- 1 Cさんの衛生環境改善のため、市の清掃局にごみを強制的に回収してもらうことにする。
- 2 Cさんの健康のため、保健所に連絡をして猫を引き取ってもらうことにする。
- 3 Cさんの地域とのつながりを回復するため、苦情を言う住民も含めて、今後の関わり方を検討することにする。
- 4 Cさんの主体性を尊重するため、Cさんに積極的に関わることを控えることにする。
- 5 Cさんと地域とのコンフリクトを避けるため、引っ越しのあっせんを行うことにする。

問題 38 地域福祉の財源に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 市区町村社会福祉協議会の平均財源構成比(2019年(平成31年))をみると、会費・共同募金配分金・寄付金を合計した財源の比率が最も高い。
- 2 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を経営する者以外にも配分できる。
- 3 社会福祉法人による地域における公益的な取組とは、地元企業に投資し、法人の自主財源を増やしていくことである。
- 4 個人又は法人が認定特定非営利活動法人に寄付をした場合は、税制上の優遇措置の対象となる。
- 5 フィランソロピーとは、SNSなどを通じて、自らの活動を不特定多数に発信し寄附金を募る仕組みである。

問題 39 事例を読んで、N市において地域福祉計画の策定を担当しているD職員（社会福祉士）が策定委員会での意見を踏まえて提案したニーズ把握の方法として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事・例〕

地域福祉計画の改定時期を迎えたN市では、その見直しに向け策定委員会で協議を行った。委員の一人から、「子育て世代に向けた施策や活動が十分ではない」という提起があった。また、これに呼応して、「子育て世代といっても、様々な環境で子育てをしている人がいる」「まずは子育て中の人の生の声を実際に聞いた方がよい」といった意見に賛同が集まった。Dは、こうした声を踏まえて、どのように多様な子育て世代のニーズを把握すれば良いかについて考え、最も有効と思われる方法を策定委員会に提案した。

- 1 N市の子育て支援課の職員（社会福祉士）を対象とした個別インタビュー
- 2 子育て中の親のうち、世代や環境等の異なる親たちを対象としたグループインタビュー
- 3 利用者支援事業の相談記録を対象とした質的な分析
- 4 特定の小学校に通う子どもの保護者を対象とした座談会
- 5 保育所を利用している全世帯を対象としたアンケート調査

問題 40 事例を読んで、包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉協議会のE職員（社会福祉士）が行う支援の方針として、適切なものを2つ選びなさい。

[事 例]

P地区では、Q国の外国人居住者が増加している。Fさんは、Q国の外国人居住者のまとめ役を担っており、Eのところに相談に訪れた。Fさんは、日常会話程度の日本語は話せるが、日本の慣習に不慣れなために、過去に近隣住民とトラブルが生じてしまい、地域で気軽に相談できる日本人がない。Fさんを含めて、P地区で暮らす外国人の多くが、地域活動にはあまり参加していない状態で、地域から孤立しているようである。Eは、このような外国人居住者の社会的孤立の問題を解決するための対策を検討した。

- 1 Fさんらを講師として招き、地域で暮らす外国人居住者の暮らしや文化について、近隣住民が学ぶ機会を設ける。
- 2 日本語が上達できるよう、Fさんに日本語の学習教材を提供する。
- 3 外国人居住者が主体的に参加できるように、これまでの地域活動のあり方を見直す。
- 4 近隣住民と再びトラブルが生じることを避けるため、自治会長に外国人居住者に対する生活指導を依頼する。
- 5 外国人居住者に日本の文化や慣習を遵守させるため、地域のルールを作成する。

問題 41 事例を読んで、A市社会福祉協議会のG生活支援コーディネーター(社会福祉士)が提案する支援策等として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

A市のUボランティアグループのメンバーから地域の空き家を活用した活動をしたいという相談があった。そこでGが「協議体」の会議で地区の民生委員に相談すると、その地区では外出せずに閉じこもりがちな高齢者が多いということであった。Gはグループのメンバーと相談し、そのような高齢者が自由に話のできる場にすることを目標に、週2回、通いの場を開設した。1年後、メンバーからは「顔馴染みの参加者は多くなったが、地域で孤立した高齢者が来ていない」という声が上がった。

- 1 地域で孤立していると思われる高齢者が、通いの場になにを望んでいるかについて、地区の民生委員に聞き取り調査への協力を依頼する。
- 2 通いの場に参加している高齢者に対して、活動の満足度を調査する。
- 3 孤立した高齢者のための通いの場にするためにはなにが必要かについて「協議体」で議論する。
- 4 孤立した高齢者が参加するという目標を、現在の活動に合ったものに見直す。
- 5 孤立している高齢者向けに健康体操等の体を動かすプログラムを取り入れる。

(注) ここでいう「協議体」とは、介護保険制度の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市町村が資源開発を推進するために設置するものである。